

神石高原町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月

神石高原町

はじめに

令和2（2020）年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められましたが、サージキャパシティの低さ、行政や医療機関のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の遅れ、感染症リスク低減のパートナーである町民とのリスクコミュニケーションの不足等、事前準備が不十分であり、様々な課題が浮き彫りになりました。

今般の神石高原町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型コロナウイルスへの対応（以下「新型コロナウイルス対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

どのようなパンデミックにも対応できるよう、平時において、ユニバーサルかつ基盤的な対策を推進し、底上げを行うことにより、感染症有事対応の選択肢を増やしておくことが重要です。

感染症危機に当たっては、全ての町民が様々な立場や場面で、当事者として向き合うこととなるため、本町行動計画は、平時有事一貫して読んでもらい、同じ認識で対応できるよう、新型コロナウイルス対応の振り返りを含め、図表を交えながら、分かりやすく、本町の対応策を整理しています。

本町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

目次

第1章 町行動計画について	- 1 -
1 町行動計画改定の趣旨	- 1 -
2 感染症危機を取り巻く状況	- 2 -
3 町行動計画の位置付けと対象となる感染症	- 2 -
4 基本理念	- 4 -
5 目指す姿	- 4 -
6 町行動計画改定の基本（政府行動計画の改定）	- 5 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
1 基本的な戦略	- 6 -
2 基本的な考え方	- 7 -
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 11 -
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 15 -
5 施策体系	- 19 -
6 町行動計画の実効性を確保するための取組等	- 24 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 26 -
① 実施体制	- 26 -
① - 1 準備期	- 26 -
① - 2 初動期	- 32 -
① - 3 対応期	- 32 -
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 33 -
② - 1 準備期	- 33 -
② - 2 初動期	- 34 -
② - 3 対応期	- 35 -
③ まん延防止	- 37 -
③ - 1 準備期	- 37 -
③ - 2 初動期	- 37 -
③ - 3 対応期	- 38 -
④ ワクチン	- 39 -
④ - 1 準備期	- 39 -
④ - 2 初動期	- 40 -
④ - 3 対応期	- 40 -
⑤ 保健	- 43 -
⑤ - 1 準備期	- 43 -
⑤ - 3 対応期	- 43 -
⑥ 物資	- 45 -
⑥ - 1 準備期	- 45 -

⑦ 町民生活・町民経済	- 46 -
⑦-1 準備期	- 46 -
⑦-2 初動期	- 47 -
⑦-3 対応期	- 47 -

用語集

第1章 町行動計画について

1 町行動計画改定の趣旨

町行動計画は、感染症危機に際して迅速に対処するため、予め有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24（2012）年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、平成26（2014）年に策定しました。

感染症危機に際しては、国が策定する基本的対処方針及び広島県が策定する県対処方針に従い対応していくとともに、対策本部の廃止後も、次の新たな有事でより万全に対応できるよう、町行動計画を見直す必要があります。

今般、令和6（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を基本として、令和元（2019）年に発生した新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処することができるよう、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るため、町行動計画を全面改定します。

2 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

このような新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

3 町行動計画の位置付けと対象となる感染症

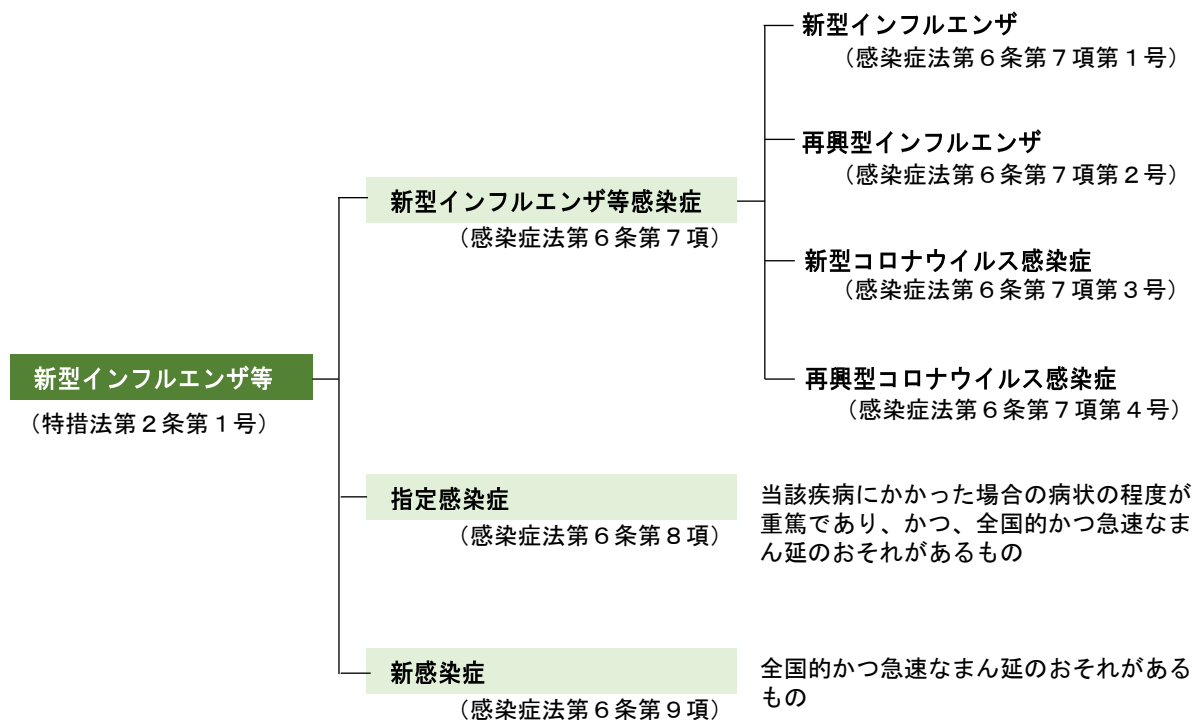
町行動計画は、特措法に基づき策定するものであり、本町の最上位計画である「神石高原町長期総合計画」及び「神石高原町地域福祉計画」等の関連計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢を示します。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に

及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10（1998）年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表1に示す感染症です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。



図表1 町行動計画の対象となる感染症

4 基本理念

国及び県の対策方針を踏まえて、本町の計画の基本理念を次のとおりとします。

新型インフルエンザ等が発生しても、全ての町民が安心して暮らすことができる社会を実現します。

5 目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が、町民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての町民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことを浮き彫りにしました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。
- ・ 感染症危機に当たっては、町民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、町民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。
- ・ 感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。

6 町行動計画改定の基本

町行動計画の見直しに当たっては、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえて改定（令和6（2024）年7月2日）された政府行動計画及び「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7（2025）年3月）」の内容と整合性を図ります。

【改定ポイント1】 時期区分の設定変更と平時の準備の充実

全体を3期（準備期、初動期、対応期）に区分し、平時（準備期）の取り組みの充実を図ります。

【改定ポイント2】 対策項目の拡充

6項目であった対策項目を7項目（「実施体制」、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「まん延防止」、「ワクチン」、「保健」、「物資」、「町民生活・町民経済」）に拡充しました。また、偏見・差別の防止等も含めたリスクコミュニケーションのあり方等を整理しました。

【改定ポイント3】 横断的視点を追加

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、人材育成、国、県、他市町及び関係機関との連携、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を、複数の対策項目に共通する横断的な視点として追加しました。

状況の変化に応じた国や県の方針に基づき、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本としています。

【改定ポイント4】 実効性確保のための取組

国や県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、町行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講じることを明記しました。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、町民の生命・健康や町民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

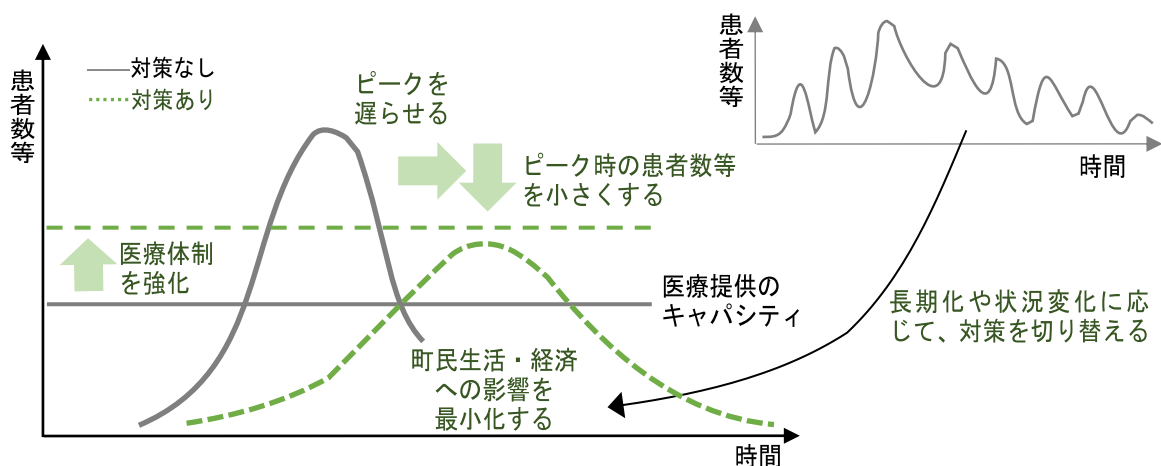
新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を県全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定を確保します。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



図表2 新型インフルエンザ等対策の概念図

2 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

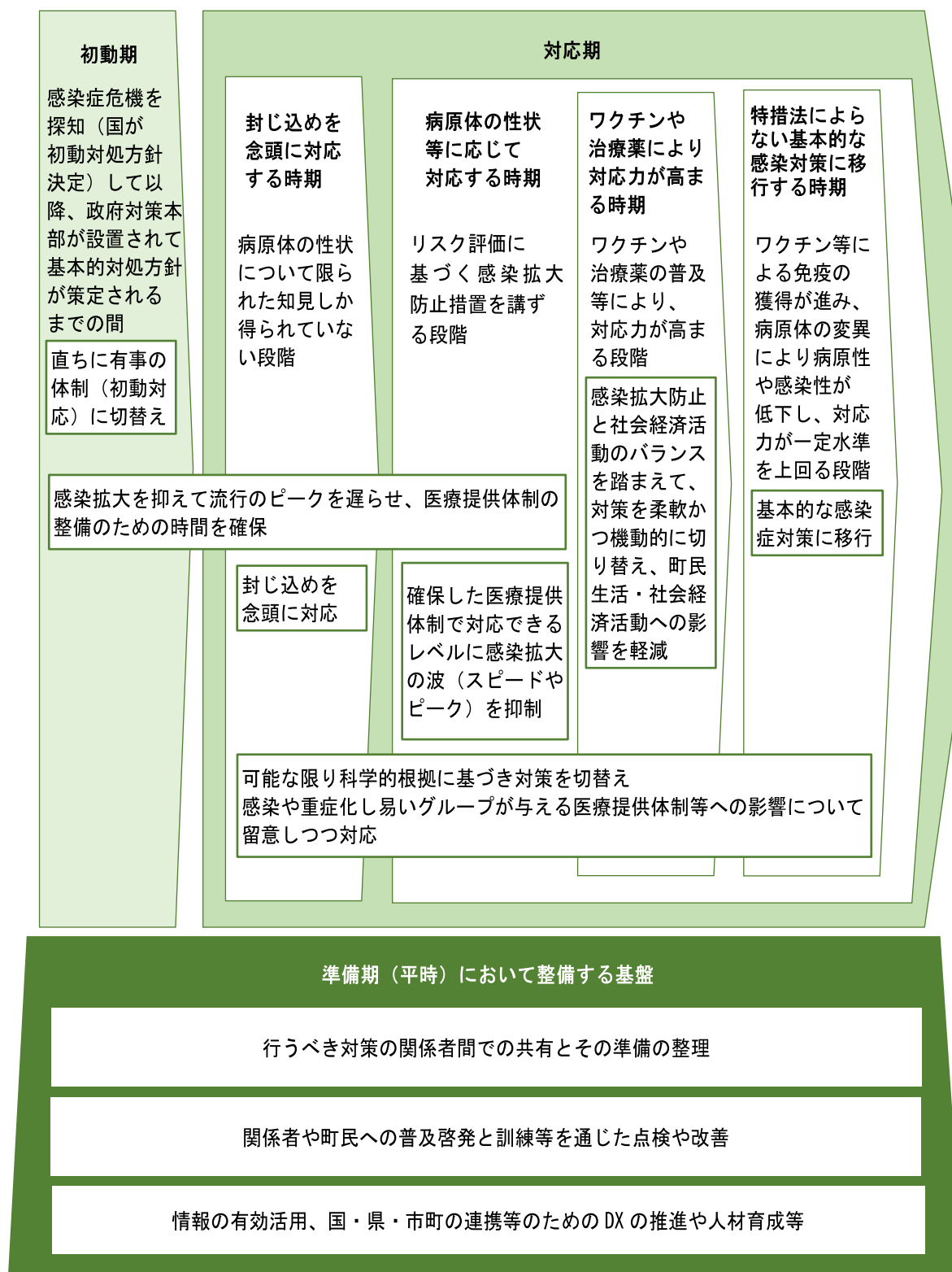
過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

このため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初期期及び対応期）に大きく分けた構成とするとともに、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で、具体的な対策内容を記載しています。

また、科学的知見及び国や県の対策も踏まえ、本町の地理的な条件、少子高齢化、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととします。感染症対策の意思決定に際しては、経済活動とのバランスを保つための柔軟な制限や支援体制を整えます。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。



図表3 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

【準備期】

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。

このため、県や関係機関との連携強化、訓練による平時の備えの点検や改善、情報収集・共有、分析の基礎となるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等を行い、平時の備えの充実に努めます。

【初動期】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、直ちに初動対応の体制に切り替え、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

【対応期】

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【対応期：封じ込めを念頭に対応する時期】

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）から得られる情報等も考慮しつつ、まずは、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したリスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行います。

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分します。

【対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難で感染が拡大した場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

また、県・事業者等と連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

地域の実情等に応じて、県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行います。

【対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

【対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、国、県、又は他の地方公共機関と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、次のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含め、可能な限り科学的な根拠に基づいたリスク評価に基づき対応します。

イ 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意します。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

オ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民の理解や協力が最も重要です。

このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の町民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、ます。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、必要に応じて本町から県に対して要請を行うとともに、県から本町に対して要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合、速やかに所要の総合調整を行います。

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる対応について、平時から県と連携して検討し、有事に備えた準備を行います。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進めます。避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

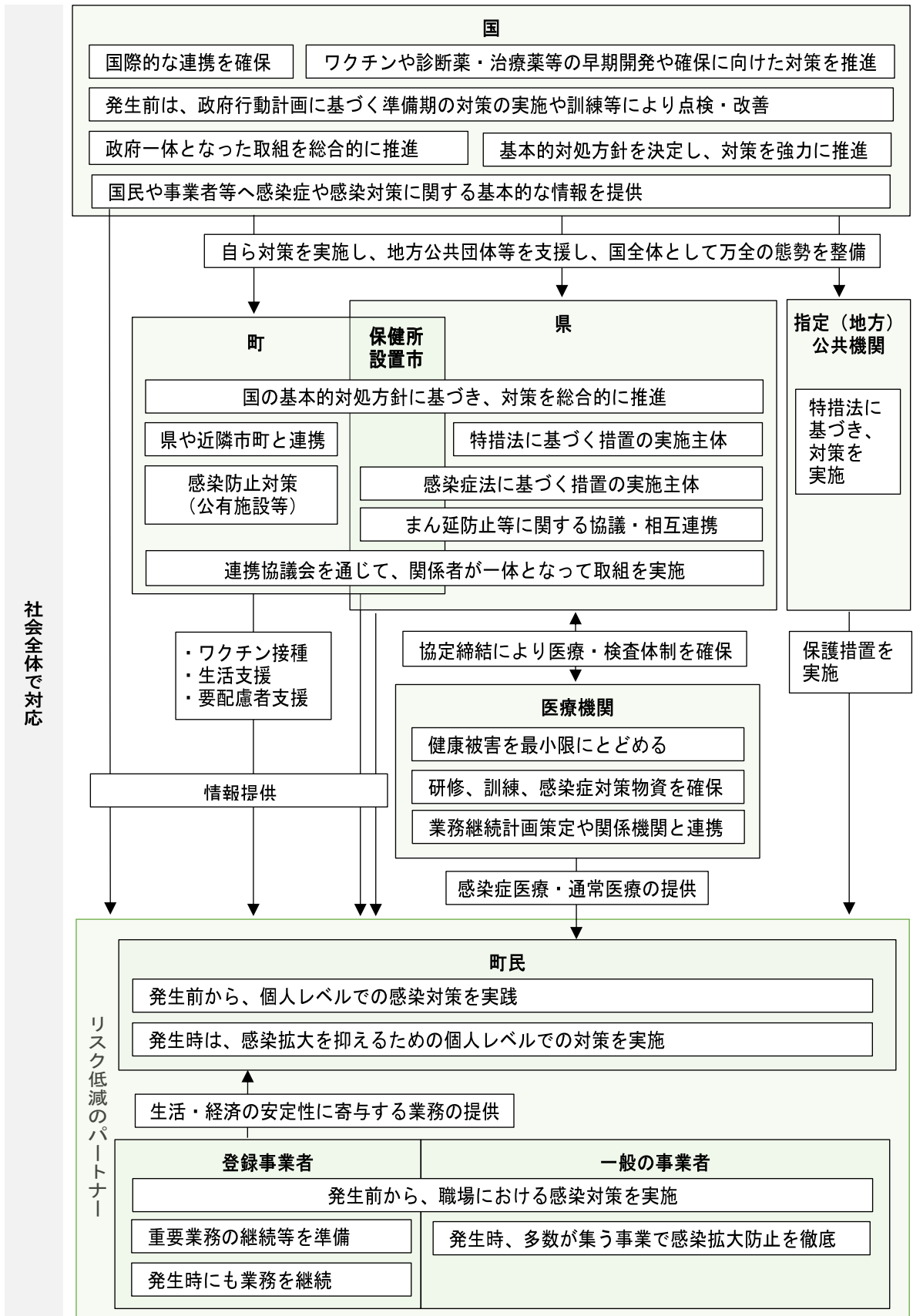
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



図表4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結

し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

5 施策体系

対策項目	理念・目的	主な取組	横断的視点
①実施体制	感染症危機は社会全体の危機管理の問題として一丸となって取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施や人材育成 ・関係機関との連携強化 	国・県・保健所設置市・他市町及び関係機関との連携 デジタル・トランスフォーメーションの推進 人材育成
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション	町民が適切に判断・行動できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策等に関する啓発 ・双方向のコミュニケーション ・偏見や差別等への対応 	
③まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収める	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策への理解促進 ・国・県の措置に基づく地域の実施 	
④ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、入院患者数や重症者数を抑える	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携したワクチンの流通に係る体制整備 ・接種体制の構築や住民へのワクチンに関する情報提供 	
⑤保健	感染症危機時の中核である保健所を支援し、町民の生命・健康を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所業務への支援 ・健康観察や生活支援の県への協力 	
⑥物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄 ・地域の医療機関等での備蓄の呼びかけと支援 	
⑦町民生活・町民経済の安定の確保	町民生活・社会経済活動の安定を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に事業継続等のための準備を行い、有事に影響緩和のための支援に協力 	

【感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する】
 【町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする】

図表5 町行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 町行動計画の主な対策項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、(2)に掲げる7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備や、国や県が行う情報収集・分析とリスク評価をもとに、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県、近隣市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は平時から、町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。このため、国及び県において、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含め、強度の高い措置を行われますので、町においてもこの対策に準じて対応します。

一方で、特措法第5条において、町民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、町は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、県は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、町は、県の対策に準じて地域の状況に応じた対策を実施するとともに、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を国や県において整備されますが、町においてもこの体制整備に協力します。

⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時に、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や町民は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めます。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、アからウまでの視点を、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項とし、それぞれ考慮すべき内容は次のとおりです。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要です。

また、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施等、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められます。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることにも取り組むことも必要です。

イ 国、県及びその他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国及び県との連携は極めて重要です。適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基

づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されるとともに、感染拡大防止対策の実施を地域の実情に応じて行います。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は、保健所設置市やその他市町との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

特に、規模の小さい本町では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められます。このため、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、国及び県からの情報も活用しながら、町民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行います。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（ア）DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる等、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加しました。このため、令和2（2020）年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう国により整備されました。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能とされたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減されました。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が行われました。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

DX 推進の取組として、国による接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化や医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図る電子カルテと発生届の連携に向けた検討に協調していきます。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

(イ) その他の新技術

新型コロナ対応においては、携帯電話データ等を用いた人流データの分析やスマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられました。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要です。

6 町行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく施策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、国及び県が示すデータや町で収集できるデータをもとに、国や県のEBPMの考え方に基づく施策に準じて、取組を推進します。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本町行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

町や町民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点

検や改善につなげていくことが極めて重要です。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、県と連携して働きかけを行います。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、本町行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

こうした観点から、国や県による定期的なフォローアップと見直しを踏まえ、必要な検討を行ったうえで、所要の措置を講じます。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験をもとに本町行動計画等の見直しを行います。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制

①-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議への出席等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

ア 行動計画等の作成・見直し

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、必要に応じて町行動計画を変更します。町は、行動計画の内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。(健康衛生課、全庁)

イ 実践的な訓練の実施

県、町、指定地方公共機関及び医療機関は、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。県が関係機関の一体性を確保するため、可能な限り地域ごとに実施を予定している訓練について、町も参加し、課題の抽出や改善、関係機関の連携を図ります。(健康衛生課、全庁)

ウ 町の体制整備・強化

(ア) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。町の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成します。(健康衛生課、全庁)

(イ) 町は、県が主催する研修への参加など、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。(全庁)

エ 関係機関との連携強化

(ア) 町は、国、県、他市町及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。(健康衛生課、全庁)

(イ) 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進めます。(健康衛生課)

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

①-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、県及び関係機関における対策の連携体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

	平時	注意体制	警戒体制	非常体制
国の動き	体制整備 発生 の 早期 探知	疑い 例の 情報 収集 開始	初動 対処 方針 決定	基本 的 対処 方針 策定 政府 対策 本部 設置
県の危機管理体制等	国・JIHS から情報収集		警戒本部設置 (本部長：健康福祉局長)	対策本部設置 (本部長：知事) 全庁体制へ移行 県対処方針策定 準備期に指定していた関係人員を柔軟に一か所に集約
	広島県感染症対策連絡会議			
町行 動計	準備期	初動期		対応期
神石高原町危機 管理体制等	通常体制	危機調整会議 (総務課、健康衛生課、関係課)	神石高原町感染症警戒本部 設置(本部長：町長)	神石高原町新型インフルエンザ等対策本部設置 (本部長：町長)

図表6 町の新型インフルエンザ等発生時の体制

イ 神石高原町インフルエンザ等危機調整会議（注意体制）

町は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価を開始した場合、注意体制として、国やJHSからの情報収集を強化します。また、必要に応じて、神石高原町インフルエンザ等危機調整会議（以下「危機調整会議」という。）を開催し、情報共有や町行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針を検討するとともに、警戒体制への移行を見据え、状況によっては早期に神石高原町インフルエンザ等警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置します。（総務課、健康衛生課）

ウ 神石高原町インフルエンザ等感染症警戒本部（警戒体制）

国が政府の初動対処方針について決定し、県が県警戒本部を設置して警戒体制に移行した場合や、感染状況等を踏まえ、町は、必要に応じて神石高原町インフルエンザ等感染症警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、警戒体制に移行します。（総務課、健康衛生課）

警戒本部の構成

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、政策企画課長、未来創造課長、住民課長、子育て応援課長、福祉課長、健康衛生課長、産業課長、建設課長、会計課長、議会事務局長、教育課長、支所長
事務局（庶務）	健康衛生課

エ 神石高原町新型インフルエンザ等対策本部（非常態勢）

国において政府対策本部が設置され、県が非常体制に移行し県対策本部が設置された場合、町は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて神石高原町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。また、国が緊急事態宣言を発令した場合は、直ちに対策本部を設置します。このとき、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。（健康衛生課、総務課、全庁）

また、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討するなど、所要の準備を行います。（健康衛生課、総務課）

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

対策本部の構成

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長、政策企画課長、未来創造課長、住民課長、子育て応援課長、福祉課長、健康衛生課長、産業課長、建設課長、会計課長、議会事務局長、教育課長、支所長、消防署
事務局	健康衛生課
事案対策部 部長 副部長	健康衛生課長 総務課長
管理総括班	総務課、健康衛生課、各支所
情報管理班	政策企画課、子育て応援課、福祉課、健康衛生課、産業課、教育課
感染防止班	総務課、未来創造課、子育て応援課、福祉課、健康衛生課、産業課、建設課、教育課
医療対策班	総務課、福祉課、健康衛生課、消防署
住民生活維持班	総務課、住民課、福祉課、健康衛生課、産業課
業務支援部 部長 副部長 部員	未来創造課長 会計課長 事案対策部の班に属さない課

主な業務

【事案対策部】

対策班	担当課	新型インフルエンザ等対策業務
管理総括班	総務課	○危機管理全般に関すること ○本部長の調整に関すること
	健康衛生課	○新型インフルエンザ等対策本部への報告、連絡、相談に関すること ○対策班の統括に関すること
	各支所	○新型インフルエンザ等の対策全般に関すること
情報管理班	政策企画課	○マスコミ、町民への広報に関すること
	子育て応援課	○保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける感染状況の把握に関すること
	福祉課	○介護・福祉施設における感染状況の把握に関すること

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

	健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県からの情報収集と連携に関すること ○介護・福祉施設における感染状況の把握に関すること ○町民の感染状況の情報集約に関すること ○町民からの相談窓口の開設に関すること
	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ○家きん類等の感染把握に関すること
	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の感染状況の把握に関すること
感染防止班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の健康管理に関すること ○職員の感染防護資器材の配布に関すること ○職員の特定接種に関すること ○水際対策の協力に関すること ○公共交通事業者に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど感染予防に関すること ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること
	未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の自粛・中止の総合調整に関すること ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること
	子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者福祉施設における感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること ○社会福祉施設における感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること
	健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防対策全般に関すること ○活動の自粛・中止の総合調整に関すること ○予防接種に関すること ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること
	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ○家きん類等の感染防止に関すること ○活動の自粛・中止の総合調整に関すること ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

① 実施体制 ①-2 初動期

	教育課	○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること ○学校における感染予防及び感染拡大防止に関すること
医療対策班	総務課、消防署	○患者の搬送に関すること
	福祉課	○在宅療養者の対応に関すること
	健康衛生課	○県と連携のもと、医療体制の確保に関すること ○医療体制の把握に関すること ○在宅療養者の対応に関すること
住民生活維持班	総務課	○地域交通の運行に関すること ○遺体安置所の確保に関すること
	住民課	○火葬許可に関すること
	福祉課	○介護事業所における機能維持に関すること ○福祉事業所における機能維持に関すること ○障害者等要援護者の支援に関すること ○高齢者等要援護者の支援に関すること
	健康衛生課	○高齢者等要援護者の支援に関すること ○死亡者の円滑な埋火葬に関すること ○遺体安置所の確保に関すること ○環境衛生に関すること ○ごみの収集に関すること ○資源の使用抑制とごみの排出抑制に関すること ○飲料水、生活用水の確保に関すること
	産業課	○食料及び生活必需品の確保に関すること ○食料品の備蓄や節約等の町民への啓発に関すること

【業務支援部】

対策部	担当課	業務
業務支援部	未来創造課 政策企画課 会計課	○各班の後方支援（班業務における応援） ○他課の業務継続支援（班従事者に代わり当該職員の所属する課の業務を分担）

① - 3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

ア 対策の実施体制

(ア) 町は、国及び県が、感染症の特徴、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活・社会経済活動に関する情報等の分析に基づき、対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、町民、各関係機関・事業者等に広く周知します。(健康衛生課)

(イ) 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。(健康衛生課、総務課)

(ウ) 町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。(総務課、関係課)

イ 職員の派遣・応援への対応

(ア) 町は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。(健康衛生課)

(イ) 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求めます。(健康衛生課)

ウ 緊急事態措置の検討等

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。(総務課、健康衛生課、全庁)

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。(総務課、健康衛生課)

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

②-1 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国や県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

(ア) 感染対策等に関する啓発

町は、平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、町民に情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、町の健康衛生課や福祉課、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。（健康衛生課、福祉課、教育委員会、関係課）

(イ) 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、県と連携を図り啓発します。（健康衛生課、関係課）

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、町民のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、

偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、県と連携して適切に対処します。(健康衛生課、関係課)

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。(健康衛生課、関係課)

②-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(ア) 町は、町民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。(健康衛生課、総務課)

(イ) 町は、県による町民の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、町の情報等を含めた、総覧できるサイトを立ち上げに協力します。(健康衛生課、政策企画課)

イ 双方向のコミュニケーションの実施

(ア) 町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、相談センター等の設置等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見や SNS の投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う

よう努めます。(健康衛生課、関係課)

- (イ) 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。(健康衛生課、関係課)

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に町民の不安が高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関して適切に情報提供・共有します。(総務課、関係課)

②-3 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、町は、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、県による町民の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、町の情報等を含め、総覧できるサイトの運営に協力します。(健康衛生課、政策企画課)

イ 双方向のコミュニケーションの実施

- (ア) 町は、初動期に引き続き、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q&Aの公表、相談センター等の運営等を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を継続するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見や SNS の投稿等を通じて、情報の受取手

の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(健康衛生課、政策企画課)

(イ) 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。(健康衛生課、関係課)

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、県が設置する偏見・差別等に関する相談窓口と連携して取組を行います。

また、県は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、大学と連携して感染対策のファクトチェックを実施しつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処するため、これらの取組を行うに当たり、町は、県との連携を図ります。(健康衛生課)

③ まん延防止

③-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

(ア) 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行い、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。(健康衛生課、全庁)

(イ) 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。また、保育所・学校や高齢者施設等は、基本的な感染対策を実施します。(福祉課、健康衛生課、教育委員会、関係課)

③-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

町内でのまん延防止対策の準備

町は、町内におけるまん延に備え、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。(健康衛生課、関係課)

③-3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護します。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、町が実施する町の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います。(健康衛生課)

④ ワクチン

④-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの流通に係る体制の整備

- (ア) 町は、県と協議の上、県との連携の方法及び役割分担のもと、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制の整備に協力します。(健康衛生課)
- (イ) 町は、国が整備する、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、町への分配につなげるシステムを利用できる体制を推進します。(健康衛生課)

イ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討(シミュレーションの実施等)を平時から進めます。(健康衛生課)

(イ) 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。(健康衛生課)

(ウ) 住民接種

町は、予防接種法(昭和23(1948)年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ・ 町は、国又は県の協力を得ながら、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。(健康衛生課)
- ・ 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外における接種を可能にするよう取組を進めます。(健康衛生課)
- ・ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、新型コロナ対応時のノウハウを継承するなど、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備

④ ワクチン ④-2 初動期

を進めます。(健康衛生課)

ウ 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図ります。(健康衛生課)

エ DXの推進

町は、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。(健康衛生課)

④-2 初動期

(1) 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

(2) 所要の対応

接種体制の構築

町は、県による市町間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整や専門的な相談体制の検討等に協力します。その上で、町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

④-3 対応期

(1) 目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

ア ワクチンや接種に必要な資材の供給

町は、国や県の方針に基づき、ワクチン等を円滑に分配できるよう、準備期に整理した体制を構築します。(健康衛生課)

イ 接種体制

④ ワクチン ④-3 対応期

町は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。(健康衛生課)

(ア) 特定接種

町は、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(健康衛生課)

(イ) 住民接種

・ 予防接種の準備

町は、国や県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。(健康衛生課)

・ 予防接種体制の構築

町は、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。(健康衛生課)

・ 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。(健康衛生課)

・ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて協働支援センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当課や医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。(健康衛生課)

・ 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。(健康衛生課)

ウ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

(ア) 町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民への適切な情報提供・共有を行います。(健康衛生課)

(イ) 健康被害に対する速やかな救済の周知

町は、予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底します。(健康衛生課)

エ 情報提供・共有

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

④ ワクチン ④-3 対応期

- (ア) 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。(健康衛生課)
- (イ) 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。(健康衛生課)

⑤ 保健

⑤-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、県による有事の際に向けた地域の医療提供体制についての準備と合意形成について、広島県感染症対策連携協議会での検討内容を踏まえ、患者の移送のための体制の確保等、県に協力し準備を進めます。

(2) 所要の対応

ア 人材の確保

(ア) 町は、県による感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び市町等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制の構築に協力します。（健康衛生課）

(イ) 町は、所属する保健師等を応援職員として保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進します。（健康衛生課、全庁）

イ 多様な主体との連携体制の構築

町は、県等による、新型インフルエンザ等の発生に備える、広島県感染症対策連携協議会等を活用した、平時からの関係団体との意見交換や必要な調整等を通じた連携の強化に協力します。（健康衛生課、関係課）

⑤-3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護します。

(2) 所要の対応

ア 有事体制への移行

町は、県等による町に対する応援派遣要請に協力します。

イ 主な対応業務の実施

町は、県や保健所及び保健環境センター等と連携して、感染症対応業務を実施します。（健康衛生課）

(ア) 健康観察及び生活支援

町は、県が実施する健康観察に協力します。町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

⑤ 保健 ⑤-3 対応期

品の支給に協力します。

(イ) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等に協力します。

⑥ 物資

⑥-1 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等（個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋））は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。（健康衛生課）

⑦ 町民生活・町民経済

⑦-1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。(健康衛生課、全庁)

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意します。(全庁)

ウ 物資及び資材の備蓄

(ア) 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。(健康衛生課)

(イ) 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。(健康衛生課)

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討します。(健康衛生課、福祉課)

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行います。(健康衛生課、住民課)

⑦-2 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。(健康衛生課)

⑦-3 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応をもとに、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

(2) 所要の対応

ア 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。(健康衛生課、福祉課、子育て応援課)

(イ) 生活支援を要する者への支援

町は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。(健康衛生課、福祉課)

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。(健康衛生課、教育委員会)

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48（1973）年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48（1973）年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。（関係課）

（オ）埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。（健康衛生課）

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

（ア）事業者に対する支援

町は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。（関係課）

（イ）町民生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水の安定的かつ適切な供給を講じます。（広島県水道広域連合企業団神石高原事務所）

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム（G-MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information Systemの略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本町行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこ

	と。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具 (PPE)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サージキャパシティ	感染症危機等の発生に対応するために、医療、人員、物資等の資源を引き出すことまたはその程度
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議

閣僚会議	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の町民生活との関連性が高い又は町民経済上重要な物資
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。 県が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、県対策本部という。 市町村が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	本町行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行

	<p>われる予防接種のこと</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p> <p>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。</p>
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
広島県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織
広島県感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン
保健環境センター等	本町行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であ

保有者	って当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ